

大森公共職業安定所における個人情報の漏えいについて

東京労働局（局長 富田 望）は、大森公共職業安定所（所長 水野 治）において発生した個人情報を含む雇用保険受給資格者証の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 事案の概要

大森公共職業安定所（以下「大森所」という。）において、失業認定日に来所したA氏に対し、誤ってB氏の雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付する事案が発生した。

2 事実経過

- (1) 令和7年1月6日に、初回の失業認定日に失業認定（※1）を受けるためA氏が来所。職員Cは、雇用保険説明会（※2）（以下「説明会」という。）をA氏がまだ受講しておらず、受給資格者証を受け取っていないことから、未受講者用に受給資格者証を別途保管している場所から誤ってB氏の受給資格者証を取り出し、A氏を窓口に呼んだ。
（※1）雇用保険の基本手当支給に当たり、公共職業安定所において受給資格者が提出した失業認定申告書（以下「申告書」という。）に基づき支給要件である失業の認定を行う。また、その認定内容をシステム入力することにより基本手当の支給を行う。
（※2）受給の手続きなどを説明する会で、このとき受給資格者証を交付する。
- (2) 職員Cは、A氏からマイナンバーカードの提示を受け、当該カードの写真で本人確認をしたが、その際、受給資格者証に記載されている氏名・生年月日との確認を怠った。
- (3) 職員Cは、A氏から申告書の提出を受け、説明会の参加後に認定内容をシステムへ入力処理する旨を説明し、当日は受給資格者証の処理状況欄に「認定のみ」と朱書き表示をしてシステムへの入力は保留とした。
併せて、職員Cは、1月9日の説明会への参加と説明会の終了後に給付課へ立ち寄るよう伝えるとともに、A氏の受給資格者証と誤認したままB氏の受給資格者証をA氏に交付した。
- (4) 同月9日に、A氏は説明会に参加し、説明会の終了後に給付課の受付箱にその持参した受給資格者証を入れた。
- (5) 職員Dは、受付箱からA氏が入れた受給資格者証を取り出し、処理状況欄に「認定のみ」と記載があったため、「認定のみ」の申告書から該当する申告書を取り出し、同月6日に保留とした分のシステム入力処理を行い、受給資格者証に印字した。
- (6) 職員Dは、印字された内容をチェックした際、受給資格者証と申告書の氏名が異なっていることに気づいたため、A氏に確認したところ、説明会での説明を受ける中で、持参した受給資格者証の氏名が自分のものではないことに気づいたとのことであった。
- (7) 職員Dが、職員Cに1月6日の状況を確認したところ、誤ってA氏にB氏の受給資格者証を交付したことが判明した。
- (8) 職員Dは、A氏に謝罪の上、B氏の受給資格者証を回収した後、A氏の受給資格者証を取り出し、入力処理を行い交付した。

3 漏えいした個人情報

B氏の支給番号、氏名、性別、生年月日、口座番号、離職前の事業所名及び基本手当日額

4 関係者への対応

- (1) 漏えいが判明した当日9日に、A氏に謝罪の上、B氏の受給資格者証を回収し、A氏の受給資格者証を交付した。また、同月10日に改めて管理部長及び給付課長がA氏の自宅を訪問し、謝罪を行った。また、後日、本事案についてホームページに情報を掲載することについても説明した。
- (2) B氏に対しては、経過説明と謝罪を行いたい旨の連絡を取り、2月7日に自宅を訪問し、経過説明と謝罪を行った。また、後日、本事案についてホームページに情報を掲載することについて説明した。

5 発生原因

受給資格者証交付時には、受給資格者証に貼付された写真（写真省略の場合はマイナンバーカードの写真）で本人確認をした上で、受給資格者証の氏名及び生年月日を確認し交付すべきところ、本事案においては、マイナンバーカードの写真で本人であることを確認したが、受給資格者の氏名及び生年月日との確認を怠ったことによる。

6 再発防止策

(1) 大森所における再発防止策

- ① 1月10日に、緊急幹部会議を開催し、所長から部長、課長、統括に対して、給付課において個人情報漏えいが発生したことを共有するとともに、各部署で漏えい防止に向けた再点検を実施するよう指示した。
また、全職員・非常勤職員に対して個人情報保護に関する研修テキストによる緊急自主点検を2月7日までに実施するよう指示した。
- ② 書類交付時における手順を確認できるようにするため、書類交付手順表を作成し、給付課の窓口では利用者に手順を掲示することとした（1月27日から開始。）。
- ③ 2月5日から7日までにかけて、所長が講師となり、若手職員1人1人に対して、個人情報を取り扱っていることの重要性や、漏えい防止のため、時間をかけても事務処理手順を徹底するよう意識を持たせる内容の研修を実施した。
- ④ 同月12日、所長が講師となり、全職員・非常勤職員に対して、誤交付の防止及びその他個人情報漏えい防止のための基本動作を徹底するよう研修を実施した。

(2) 東京労働局における再発防止策

- ① 1月16日に、局長及び総務部長が所長から直接本事案の報告を受け、局長から所長に対して基本動作の再徹底と再発防止について指導を行った。
- ② 1月28日に、局議において総務部長から本事案の概要について説明と注意喚起を行い、再発防止の徹底を図るよう指示した。
- ③ 1月30日から2月14日までにかけて、局内の全公共職業安定所及び職業安定部内の職員（所においては課長・統括以下、職業安定部においては係長以下）・非常勤職員を対象に、個人情報漏えい防止に係る意識調査を実施した。
- ④ 総務部から毎月全所属へ送付する個人情報漏えい防止に関するメールにて、本事案の概要・発生原因の情報共有及び再発防止に係る注意喚起を行う。
- ⑤ 職業安定部長が大森所所長に対し、個人情報漏えい防止に係る基本動作等の再徹底を指示するとともに、管下の全公共職業安定所長に対して、本事案の概要説明と意識調査の結果を

踏まえた個人情報漏えい防止に係る注意喚起のメールを発信する。

担 当	東京労働局
	雇用保険課長 田中 憲二
	雇用保険課長補佐 菅沼 昭彦
	電話：03-3512-1669